第明治三十五種郵便物認可

平成２８年（フ）第２８号
北海道小樽市稲穂２丁目３番10号
破産者　有限会社市川クリーニング店
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第７９３０号
東京都足立区西竹の塚１丁目７番５号
破産者　株式会社トップアート
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３６５号
千葉県千葉市中央区本町２丁目１―18―405
破産者　ダニエルオスト事務局土屋隆子こと
土屋　隆子
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６３５号
東京都新宿区高田馬場１丁目６番16号
破産者　株式会社エフエム企画
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６３６号
神奈川県横浜市緑区鴨居１丁目14―１―914
破産者　高田　政義
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６０９号
東京都八王子市元本郷町１丁目31番４号玄地アパート２Ｆ
破産者　長谷川　隆
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１４１号
東京都中央区日本橋３丁目２番14号
破産者　Ｍａｃｈｉａｖｅｌｌｉ株式会社
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７５１号
神奈川県高座郡寒川町大蔵856番地１
破産者　有限会社渋谷断熱
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１０２号
横浜市西区戸部町２丁目44番地、商業登記簿上の本店所在地横浜市旭区上白根２丁目60番10号
破産者　志田サッシ工業株式会社
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１８３号
横浜市港北区篠原町1129番地
破産者　ベイテック株式会社
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６号
滋賀県長浜市今川町347番地２
破産者　株式会社仁
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
兵庫県明石市野々上２丁目３番地の１　第２井住ビル
破産者　株式会社Ｋ＆Ｍ
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第５９号
香川県高松市牟礼町牟礼329番地４　203号
破産者　横山　　敦
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２１号
北九州市若松区本町２丁目４番８号
破産者　株式会社エス・アール・ミズカミ
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第６号
茨城県那珂郡東海村大字村松140番地
破産者　畑　　建二
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１０３号
茨城県東茨城郡城里町大字塩子2744番地の３（塙団地Ｂ棟103号）
破産者　小松　源次
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３３号
青森県黒石市緑町２丁目84番地
破産者　西谷　惠美
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第４号
青森県八戸市吹上１丁目15番３号　コーポ88　211号、住民票上の住所青森県八戸市吹上１丁目15番３号　コーポ森員211号
破産者　松村　　公
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
青森県八戸市小中野３丁目17番５号　ウエストポート１―303号、住民票上の住所青森県八戸市柏崎１丁目11番20号　ロッヂングすぎもと305号室
破産者　高橋　　優
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第８３１号
仙台市青葉区水の森３丁目32番26号　グリーンフィールド103
破産者　増田　　満
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係